四　法第十七条第一項に規定する指定の権限
五　法第十九条第二項及び第三項に規定する権限
六　法第十九条の二第一項に規定する権限
七　法第十九条の六に規定する権限
八　法第十九条の十第二項に規定する権限
九　法第十九条の十三第二項に規定する権限
十　法第十九条の十五に規定する権限
十一　法第十九条の十九に規定する権限
十二　法第十九条の三十一に規定する権限
十三　法第十九条の三十四に規定する権限
十四　法第十九条の三十七第一項に規定する権限
十五　法第二十六条第一項から第四項まで及び第七項に規定する権限
十六　法第五十条第三項に規定する権限
十七　法第五十九条の二第一項に規定する権限
十八　法第六十一条の二の七第三項に規定する権限
十九　法第六十一条の二の十二第一項、第二項、第五項及び第六項に規定する権限
二十　法第六十一条の二の十三に規定する権限

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　［略］

2　電子情報処理組織を使用して前項各号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ出入国在留管理庁長官に届け出なければならない。

［一・二　略］

［3　略］

（雑則）

第六十二条　法又はこの省令の規定により法務大臣、出入国在留管理庁長官、地方出入国在留管理局長又は入国審査官に提出するものとされる資料が外国語により作成されているときは、その資料に訳文を添付しなければならない。

別表第二（第三条関係）

在留資格	在留期間
［略］	
技能	［略］
特定技能	一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、一年、六月又は四月 二　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う者にあつては、三年、一年又は六月
［略］	

（電子情報処理組織による申請等）

第六十一条の三　［同上］

2　電子情報処理組織を使用して前項各号に掲げる申請等を行おうとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項及びその他参考となるべき事項をあらかじめ法務大臣に届け出なければならない。

［一・二　同上］

［3　同上］

（雑則）

第六十二条　法又はこの省令の規定により法務大臣、地方入国管理局長又は入国審査官に提出するものとされる資料が外国語により作成されているときは、その資料に訳文を添付しなければならない。

別表第二（第三条関係）

在留資格	在留期間
［同上］	
技能	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	